○国土交通省令第四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（着工調査の区分） **第三条**　着工調査は、次に掲げる調査区分により行う。 一・二　（略） 三　建築工事費調査 （着工調査の範囲） **第四条**　（略） ２　（略） ３　建築工事費調査は、第一項の建築物のうち国土交通大臣の定める標本抽出方法により、国土交通大臣が毎月抽出したものについて行う。 （着工調査の時期） **第五条**　建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出を受理したとき（法第六条第一項又は第十八条第二項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあっては、法第六条第四項若しくは第六条の二第五項又は第十八条第三項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付したとき）に行う。 ２　建築工事費調査は、前条第三項の規定により抽出した建築物の建築の工事が完了した日現在によって行う。 （着工調査の調査事項） **第六条**　着工調査は、次に掲げる事項について行う。 一・二　（略）	（着工調査の区分） **第三条**　着工調査は、左に掲げる調査区分によつて行う。 一・二　（略） 三　補正調査 （着工調査の範囲） **第四条**　（略） ２　（略） ３　補正調査は、第一項の建築物のうち国土交通大臣の指示する標本抽出方法により抽出したものについて行う。 （着工調査の時期及び方法） **第五条**　建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出を受理したとき（法第六条第一項又は第十八条第二項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあつては、法第六条第四項若しくは第六条の二第十項又は第十八条第三項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付したとき）に行う。 ２　補正調査は、前条第三項の規定によつて抽出した建築物につき、その建築の工事が完了した後に工事実施額について実地調査によつて行う。 （着工調査の調査事項） **第六条**　着工調査は、次に掲げる事項について行う。 一・二　（略）